

岸和田市 人権施策推進プラン

概要版



岸和田市
令和4年3月

推進プランについて

市の人権施策を推進するうえでの基本的な考え方や方針、具体的な取組を示しています。
社会情勢の変化や新たな人権課題などを踏まえ、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、推進プランを改訂しました。



基本理念

こんなまちづくりをめざしています



一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現
誰もが個性や能力を活かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

基本方針

次の5つの視点をもって取り組みます



一人ひとりの個性が輝くまちづくり

一人ひとりがかけがえのない存在として尊重しあいながら、自らの個性を發揮し、自分らしい生き方ができる社会をめざします。

多様な人々が共生するまちづくり

多様な個性や価値観、文化を持つ人々が、それぞれの違いを認め、尊重しあいながら、共生する社会をめざします。

人権尊重のまちづくり

一人ひとりが権利の主体であることを理解し、人権問題を自らの課題として考え、行動することができる社会をめざします。

様々な関係者との協働と連携

社会を構成する個人、家庭、地域、学校、企業、市民団体など、人権尊重のまちづくりを担う関係者と協働・連携します。

総合的な人権行政の推進

各部署において、基本理念を踏まえ、総合的な施策を推進します。
職員一人ひとりが様々な立場や状況にある人々の存在に気づき、想いを寄せながら施策を進めます。

「人権」について



一人ひとりが人間の尊厳に基づいて、生まれながらに持っている固有の権利であり、すべての人々が生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

日本国憲法において、基本的人権の尊重は、国民主権や平和主義とともに三大原則のひとつとして掲げられています。

計画の位置づけと期間



この推進プランは、「岸和田市総合計画」を上位計画とし、本市のあらゆる施策に人権尊重の視点を反映させるための行動計画として位置づけます。

期間は令和4(2022)年度から令和13(2031)年度とし、中間となる令和8(2026)年に見直しを行います。

人権施策の基本方向



4つの基本方向に基づいて具体的な施策を進めます

1. 人権教育と啓発の推進

誰もが個性や能力を十分に発揮しながら、自分らしく暮らすことができる共生社会をめざします。互いの多様性を認め合い、「心のバリアフリー(※1)」を推進し、様々なマイノリティ(少数者)に対する偏見や差別を解消するための人権教育及び啓発を推進します。

2. 相談体制の充実

女性や子ども、高齢者、障害のある人などの固有の困りごとの対応のほか、重層的な支援を必要とする人の対応が円滑にできるよう、担当者のスキル向上に努めます。

また、専門機関や関係機関、当事者団体などと協働・連携することにより、効果的かつ効率的な相談支援をめざします。

3. 様々な関係者との協働・連携の推進

互いの多様性を認め合い、誰もが個性や能力を発揮し自分らしい暮らしをするには、地域活動への参加などによる日ごろのコミュニケーションと住民相互の理解促進が大切です。

地域団体や関係団体など様々な関係者と協働・連携し、人権に関する情報の共有や事業の実施などの取組を推進します。

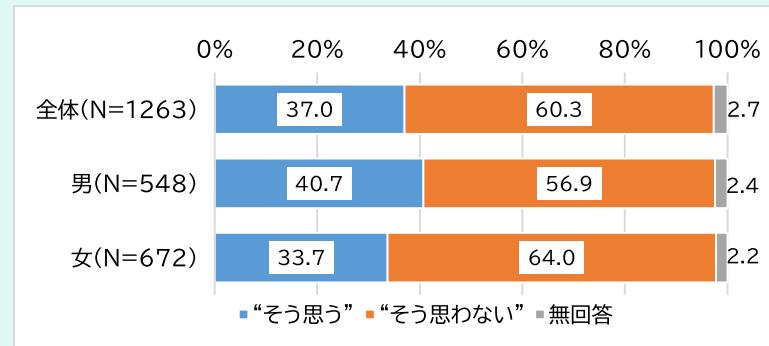
4. 人権問題の把握

府内各部署、関係機関・団体との協働と連携など、様々な手段を駆使しながら、人権問題を把握する仕組みを構築します。

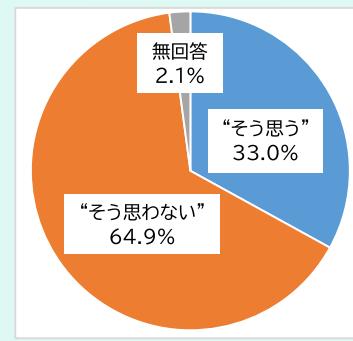
- ◎ 府内各部署の連携
- ◎ 関係機関・団体との連携
- ◎ 市民意識調査の実施

市民意識の現状

Q 今の日本では、女性差別はもはや深刻な問題ではない

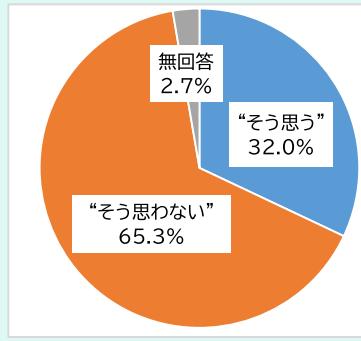


Q 介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない
(N=1,263)



年齢や、障害の有無に関わらず、すべての人の意見や考えが尊重されるまちづくりを進めていくことが大切です。

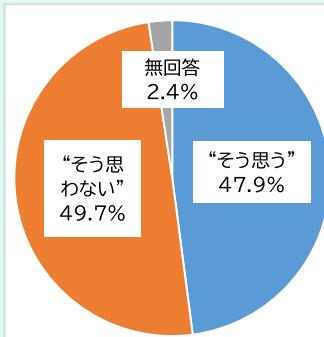
Q 同和問題は、そっとしておけば自然となくなる問題だから、教育や啓発はしないほうがいい
(N=1,263)



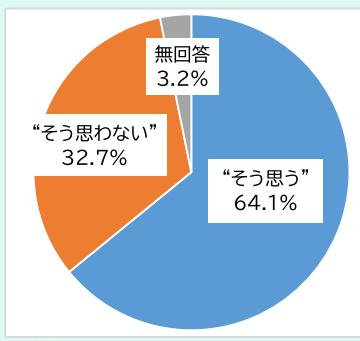
いわゆる「寝た子を起こすな」という考え方では、同和問題は解決しません。間違った認識を広めてしまわないよう、誰もが同和問題について学習し、正しく理解することが大切です。

Q 子どものしつけのために、時には保護者の体罰も必要だ (N=1,263)

しつけと称した暴力も含め、体罰は法律により禁止されています。
(関連法等:学校教育法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉法)



Q 日本に住んでいる以上、日本の文化や生活習慣などに合わせることは当然だ
(N=1,263)



文化や習慣、考え方の違いなど、お互いに理解し、認め合い、地域の一員として助け合えるような、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくことが大切です。

※「岸和田市人権問題に関する市民意識調査（令和2年度）」より

主要課題と実施施策

女性の権利

様々な場で女性差別やハラスメントなどの人権問題が発生しています。また、配偶者などからの暴力は、女性の被害者が多いのが現状です。

女性だからという理由で自分らしく生きる権利を侵害されない社会づくりのための取組を進めます。

施策の方向

- 女性の人権について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発
- DV被害者の安全確保のための連携強化
- 被害者自身が安心、自由、自信を取り戻すための相談支援
- 様々な相談機関との連携、各種相談機能の充実及び強化
- 第4期きしわだ男女共同参画プランに基づく施策の推進
- 男女共同参画センターにおける男女共同参画事業の推進

など

子どもの権利

いじめや体罰に起因する自殺(自死)、児童虐待、児童買春などの性的搾取、貧困などの人権問題が発生しています。

子どもが自己決定権をもつ「権利の主体」であり一人の人間として尊重されるよう、関心と理解を深めていくための取組を進めます。

施策の方向

- 子どもの権利への理解を促し、行動につなげるための教育と啓発
- 学校教育の過程における人権尊重の精神の徹底
- 体罰は子どもの尊厳を傷つける虐待であることへの理解を広める教育と啓発
- 無戸籍の子どもの支援と連携
- 第2期岸和田市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の推進
- 子ども家庭総合支援拠点における児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応、重症化や再発の防止

など

高齢者の人権

年齢を理由とした差別や高齢者の自己決定権の侵害、虐待などの人権問題が発生しています。

高齢者が尊厳を保ち、自分らしい生き方を選択、決定できる社会づくりのための取組を進めます。

施策の方向

- ・高齢者的人権について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発
- ・高齢者虐待の防止や高齢者の権利擁護の推進
- ・就労の継続や住宅の確保の機会を守るための連携
- ・高齢者支援のための地域の意識形成
- ・行政と専門機関、地域の連携強化
- ・高齢者が安全、安心に生活するための施策の推進
- ・岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画に基づく施策の推進
- など

障害のある人の人権

障害を理由とする偏見や差別、虐待などの人権問題が発生しています。

障害のある人の意思や権利、主体性を尊重し、社会のあり方が障害のある人の暮らしに影響を与えていることを踏まえ、誰もが互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するための取組を進めます。

施策の方向

- ・障害のある人の人権について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発
- ・インクルーシブ(※2)な社会をめざした心のバリアの解消
- ・障害者虐待の防止や障害のある人の権利擁護の推進
- ・障害者差別解消法の周知と合理的配慮への理解促進、実態把握
- ・岸和田市手話言語条例に基づく施策の推進
- ・岸和田市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に基づく施策の推進
- ・障害者基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な支援
- ・障害がある人の実習受入による障害の理解促進と就労支援 など

被差別部落(同和地区)出身者の人権

結婚に際しての差別、差別落書きやインターネット上の同和地区の地名や所在地の書き込みや差別的な書き込み等、部落差別は依然として存在しています。

部落差別への正しい知識と理解を深める機会の提供をはじめ、部落差別の解消のための取組を進めます。

施策の方向

- ・正しい知識と理解を深め、行動につなげるための教育と啓発
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」の周知と必要な施策の推進
- ・部落差別につながる調査の規制など、施策の継続実施
- ・国や大阪府と連携した施策の推進

地域で暮らす外国籍の人の人権

国籍を理由とする偏見や差別、レイシャルハラスメント(※3)やヘイトスピーチ(※4)などの人権問題が発生しています。

歴史的経緯に学び、文化や生活習慣などの多様性を理解し、互いの人権を尊重する共生社会づくりのための取組を進めます。

施策の方向

- ・外国籍の人の人権について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発
- ・外国籍住民への差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実
- ・住民同士が互いに学びあう、多文化理解のための機会づくり
- ・レイシャルハラスメントやヘイトスピーチを許さない意識づくりのための啓発
- ・日本語教育やニューカマー(※5)の人権及び地域住民の人権を尊重しあうための施策の推進
- ・市の各部署の窓口における書類の検討などの業務の工夫 など

HIV や新型コロナウイルス感染症など様々なウイルスの感染者の人権

感染症に関する知識や理解の不足から、学校や職場、医療現場など様々な場面で偏見や差別などの人権問題が発生しています。

感染症に関する正しい知識と理解を深め、偏見や差別を解消するための取組を進めます。

施策の方向

- ・新型コロナウイルス感染症やワクチン接種、マスク着用に関連する人権問題への理解を促し、行動につなげるための教育と啓発
- ・感染症と人権問題について正しく理解する機会づくり
- ・国や大阪府と連携した施策の推進

ハンセン病患者・元患者(回復者)の人権

隔離政策による社会の偏見や差別意識の助長は、患者や家族に大きな苦難と苦痛を強いてきました。

元患者(回復者)の地域社会への復帰や生活の妨げとなる、病気に対する根強い誤解や無理解を解消するための取組を進めます。

施策の方向

- ・ハンセン病患者・元患者(回復者)の人権について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発
- ・ハンセン病問題に関する正しい知識と理解を深める機会づくり
- ・国や大阪府と連携した施策の推進

刑を終えて出所した人の人権

根強い偏見や差別によって、刑を終えて出所した人の就職や入居先確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。

刑を終えて出所した人が地域で排除されることなく、安定した生活をめざせるように、理解と支援を広げるために必要な取組を進めます。

施策の方向

- ・刑を終えて出所した人の人権について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発
- ・更生を支援する関係団体との連携などによる啓発を継続し、再犯防止に向けた気運の醸成
- ・安定した地域生活をめざした支援を進めるための連携
- ・罪を犯した人を支援する団体などの後方支援

犯罪被害者の人権

犯罪被害者が興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされるなどの人権問題が発生しています。

犯罪被害者が平穏な生活を取り戻せるよう、社会全体で支えるための取組を進めます。

施策の方向

- ・犯罪被害者や家族を社会全体で見守るための啓発
- ・被害者の二次的被害を防ぎ、被害者に寄り添う気持ちを育むための啓発
- ・国や府、犯罪被害者などの援助を行う民間団体などとの連携

インターネットを悪用した人権侵害

個人の名誉やプライバシーを侵害する書き込みや差別を助長する表現の掲載、ネットいじめなど、インターネットを悪用した人権問題が発生しています。

インターネットを利用する際のルールやマナーに関する理解を深める取組を進めます。

施策の方向

- ・インターネットにおいて人権侵害を行うことや受けることなくするための「情報と人権」に関する教育と啓発
- ・インターネットを利用する際のルールやマナーへの理解を促し、行動につなげるための教育と啓発
- ・メディア・リテラシー(※6)を高めるための教育と啓発
- ・人権を侵害する書き込みや、差別を助長する表現の掲載への対策

北朝鮮当局による人権侵害問題

拉致問題の解決には、一人ひとりが関心と認識を深め、被害者の救出を求める世論を高める必要があります。

拉致被害者の一日も早い帰国をめざして、引き続き政府を後押しする取組を進めます。

施策の方向

- ・拉致問題について理解を促すための啓発
- ・国や大阪府と連携した施策の推進

ホームレスの人の人権

ホームレスの人の自立を図るための様々な支援が行われている一方、ホームレスの人に対する嫌がらせや暴行事件などの人権問題も発生しています。

ホームレスの人に対する偏見や差別の解消をめざした取組を進めます。

施策の方向

- ・ホームレスの人について関心と理解を促す教育と啓発
- ・専門機関との連携による、定住や定職が困難な状況にある人への自立支援

性的マイノリティ(少数者)の人権

周囲の理解不足により、性的指向(※7)や性自認(※8)で少数派の人は、様々な場面で生きづらさを感じる現状があります。

誰もがいるのまま、自分らしく生きることができる社会、誰も孤立することのない社会をめざし、性の多様性について関心を高め、理解を深めるための取組を進めます。

施策の方向

- ・SOGI(性的指向や性自認)の多様性への理解が進み、行動につなげるための啓発
- ・すべての子どもたちが安心して過ごせる学校づくりのための性の多様性を尊重する教育の充実
- ・性的少数者への人権侵害をなくし、互いのセクシュアリティが尊重される社会をめざす取組の推進
- ・個性に応じた関わりを理解する機会づくりとアライ(理解者・支援者)を増やす取組の推進

労働者をめぐる人権

職場におけるハラスメントや長時間労働、非合理的な採用選考のほか、様々な人権問題が発生しています。

多様な背景をもつ人たちで構成される職場環境をよりよくするために、関係法の周知と人権意識の向上のための取組を進めます。また、就労に関連して、ニート^(※9)問題やひきこもりの人への理解を深めるための取組を進めます。

施策の方向

- ・公正採用や就労保障の周知など、必要な取組の継続
- ・職種や働き方の違いを理解し尊重する認識づくり
- ・不就労者への自己責任の追及や社会からの排除を防ぐ啓発
- ・市内の事業者や関係団体との連携を強化
- ・関係法令の周知と人権意識の向上のための取組

被差別の当事者の家族の人権

ハンセン病患者や刑を終えて出所した人、犯罪被害者、障害がある人、高齢者、その他の少数者の家族であることを理由に、家族が様々な不利益を被ったり、人権を侵害されたりすることのない社会をめざした取組を進めます。

施策の方向

- ・少数派の家族であることを理由とした不利益や人権侵害のない社会をめざした啓発
- ・様々な家族の会や各種サービスなど、当事者家族の支援につながる情報発信

様々な人権問題

アイヌの人々などへの偏見や差別、自殺(自死)に関する対応、人身取引の問題や容貌に関する「見た目問題」など、様々な人権問題が存在しています。

一人ひとりの人権が尊重される社会をめざした取組を進めます。

施策の方向

- ・様々な人権問題に対する正しい理解の普及のための啓発
- ・「岸和田市いのち支える自殺対策計画」に基づく施策の推進
- ・大阪府や他市町村、関係機関との連携による様々な人権課題の実態把握、情報収集

※1 心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

※2 インクルーシブ

「包括的な」とか「包み込む」というような意味で、誰も孤立したり排除されたりせずに社会の構成員として包み込み支え合う共生社会をめざす考え方。

※3 レイシャルハラスメント

レイシャルは「人種の」、ハラスメントは「嫌がらせ、いじめ」。広く皮膚の色、祖先、出身地、民族的出自、宗教的信条、国籍など多様な人種・民族的要素を含んだ特定の人種、民族、国籍に係わる、「不快」「不適切で配慮に欠ける」「苦痛」などを感じさせる言動。

※4 ヘイトスピーチ

ヘイトは「憎悪」、スピーチは「表現」。いわゆる特定の人種や民族の人々を排斥する差別的な言動。差別、暴力行為をあおる、日本社会から追い出そうとする、危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動。

※5 ニューカマー

1980年代以降に、様々な目的を持って新たに来日し定住した外国人を、他の定住外国人と区別した表現。労働権の保障や安心・安全な生活の保障など、多くの課題がある。日本による朝鮮植民地支配に、直接的、間接的に歴史的なルーツをもつ人やその子孫(オールドカマー)とは来日の背景や定住に至るまでの経緯が異なるため、抱える課題にも違いがある。

※6 メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

※7 性的指向

好きになる人の性。

※8 性自認

心の性。「男性か女性をはっきり決められない」「男性・女性のどちらでもない」なども含む。

※9 ニート

「労働者・失業者・主婦・学生」のいずれにも該当しない「15歳から34歳」までの仕事に就かない若年者。



計画の体系

基本理念

一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現
誰もが個性や能力を活かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

基本方針

- 人権尊重のまちづくり
- 一人ひとりの個性が輝くまちづくり
- 多様な人々が共生するまちづくり
- 様々な関係者との協働と連携
- 総合的な人権行政の推進

基本方向

- 人権教育と啓発の推進
- 様々な関係者との協働・連携の推進
- 相談体制の充実
- 人権問題の把握

主要課題への取組

● 人権全般に関わる施策

● 主要課題 17 項目

- | | | |
|--------------------|--|-------------------|
| ①女性の人権 | ⑦HIV や新型コロナウイルス感染症など
様々なウイルスの感染者の人権 | ⑫北朝鮮当局による人権侵害問題 |
| ②子どもの人権 | ⑧ハンセン病患者・元患者(回復者)の人権 | ⑬ホームレスの人の人権 |
| ③高齢者の人権 | ⑨刑を終えて出所した人の人権 | ⑭性的マイノリティ(少数者)の人権 |
| ④障害のある人の人権 | ⑩犯罪被害者の人権 | ⑮労働者をめぐる人権 |
| ⑤被差別部落(同和地区)出身者の人権 | ⑪インターネットを悪用した人権侵害 | ⑯被差別の当事者の家族の人権 |
| ⑥地域で暮らす外国籍の人の人権 | | ⑰様々な人権問題 |

計画の推進

推進体制

- 人権行政を担う職員の養成
- 庁内体制の整備
- 市民活動の支援と意見の把握
- 各種団体との協働・連携
- 行政機関との連携
- 人権尊重のまちづくり審議会による問題提起

進行管理

- PDCA サイクルによる進行管理
- 3つの評価
 - ①市民評価(市民意識調査)
 - ②団体評価(団体アンケート・ヒアリング)
 - ③自己評価(庁内組織)

岸和田市人権施策推進プラン(概要版)

令和4年3月

発行 市民環境部人権・男女共同参画課

〒596-0042 大阪府岸和田市加守町4-6-18

TEL 072-429-9833 FAX 072-441-2536

E-mail jinkens@city.kishiwada.osaka.jp

